

令和5年4月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和5年4月定例教育委員会提出案件

(令和5年4月21日提出)

(報告事項)

報	告	中津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正する規程 について	P	1
報	告	永添運動公園ネーミングライツパートナー協定調印式 について	P	13
報	告	第33回八面山平和マラソン大会について	P	15
報	告	教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分 について	P	17

中津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正する規程について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正する規程の概要

1. 提案理由

常時使用する教職員が50人以上の学校に衛生管理者と産業医を選任するように追加するもの

常時使用する教職員が10人以上50人未満の学校に衛生推進者を選任するように追加するもの

※常時使用する労働者（雇用形態関わらず、状态的に事業場で働いている労働者が対象であり、正社員だけでなく、契約社員、派遣社員、アルバイトやパートタイム労働者を含む）が50人以上の事業場では、衛生管理者及び産業医の選任が必要

2. 内容

第4条の2にて学校に学校衛生管理責任者を置く。

第5条及び第7条に常時使用する職員が50人以上の学校を追加し、該当する学校にそれぞれ衛生管理者と産業医を選任するように変更するほか、産業医は医師のうちから選任するように変更

第9条にて常時使用する教職員が10人以上50人未満の学校に衛生推進者を選任するよう変更

市立学校全体の衛生委員会を総括衛生委員会と名称変更し、学校での衛生委員会と区別する。

3. 施行期日

令和5年4月1日

教育委員会 学校教育課学校教育係 (内線 495)

中教訓令第 号

中津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

中津市立学校職員衛生管理規程（平成14年中教訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、学校職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定め、もって学校職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を図るものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 学校 小学校の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第26号）、中学校の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第27号）及び幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）の規定により設置された小学校、中学校及び幼稚園をいう。

（2） 学校職員 学校に勤務する職員をいう。

第3条第1項中「職員」を「学校職員」に改める。

第4条中「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項」を「法第10条第1項各号」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（学校衛生管理責任者）

第4条の2 学校に、学校衛生管理責任者を置く。

2 学校衛生管理責任者は、校長又は園長の職にある者をもって充てる。

第5条第1項を次のように改める。

法第12条第1項の規定の適用を受ける学校に、同項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

第5条第2項中「者」を「学校職員」に、「市教委」を「学校衛生管理責任者」に改める。

第6条中「職員」を「学校職員」に、「総括衛生管理者」を「学校衛生管理責任者」に、「指示する」を「指示する」に改める。

第7条第1項中「市教委に、法第13条の規定に基づき」を「法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に、同項に規定する労働者の健康管理等を行わせるため、」に改め、同条第2項中「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に規定する学校医」を「医師」に改める。

第9条第1項中「市教委に法第12条の2の規定に基づき」を「法第12条の2の規定の適用を受ける学校に、同条に規定する業務を行わせるため」に改め、同条第2項中「それぞれ」を「衛生推進者の」に、「職員」を「学校職員」に、「市教委」を「学校衛生管理責任者」に改める。

第10条中「定める事項」を「掲げる業務」に、「総括衛生管理者」を「学校衛生管理責任者」に改める。

第11条及び第12条を削る。

第13条の見出し中「職員」を「学校職員」に改め、同条中「職員」を「学校職員」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「総括衛生管理者」の次に「、学校衛生管理責任者」を加え、「、衛生推進者、校長（園長を含む。）及び健康管理指導員」を「及び衛生推進者」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出しを「（総括衛生部会）」に改め、同条中「法第18条の規定により、中津市立学校職員衛生委員会（以下「委員会」を「中津市立学校職員総括衛生委員会（以下「総括委員会」に改め、同条を第12条とする。

第15条の見出し中「委員会」を「総括委員会」に改め、同条第1項中「委員会」を「総括委員会」に改め、「の各号」を削り、同項第5号中「推せん」を「推薦」に改め、同条を第13条とする。

第16条の見出しを「(総括委員会の委員長及び副委員長)」に改め、同条第1項中「委員会」を「総括委員会」に、「、副委員長」を「及び副委員長」に改め、同条第2項中「委員会」を「総括委員会」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1項及び第3項中「委員会」を「総括委員会」に改め、同条を第15条とする。

第18条の見出しを「(調査審議事項)」に改め、同条中「委員会」を「総括委員会」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「前項」を「前号」に改め、同条を第16条とする。

第16条の次に次の2条を加える。

(衛生委員会)

第17条 法第18条第1項の規定を受ける学校に、同項の規定により衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 学校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

3 衛生委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校衛生管理責任者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 当該学校の学校職員で衛生に関し経験を有するもののうちから、学校衛生管理責任者が指名する者

4 前項第1号に掲げる者を除く委員の半数は、大分県教職員組合中津支部の推薦に基づき、学校衛生管理責任者が指名した者とする。

5 第3項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 衛生委員会に会長を置き、学校衛生管理責任者をもって充てる。

- 7 会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 8 衛生委員会は、会長が招集する。
- 9 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 会長は、衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。
- 11 衛生委員会の庶務は、会長が指名した者が処理する。
- 12 前各項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(衛生委員会に準ずる組織)

第18条 法第18条第1項の規定の適用を受ける学校以外の学校に、衛生に関する事項について学校職員の意見を聴く機会を設けるため、衛生委員会に準ずる組織を置く。

- 2 前条の規定は、衛生委員会に準ずる組織について準用する。この場合において、同条中「衛生管理者」とあるのは「衛生推進者」と読み替えるものとする。

第19条から第21条までを削る。

第22条（見出しを含む。）中「委員会」を「総括委員会」に改め、同条を第19条とし、第23条を第20条とする。

附則第1項の項番号を削り、附則第2項から附則第4項までを削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市立学校職員衛生管理規程

改正後	改正前
<p><u>(目的)</u> 第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、学校職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定め、もって学校職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を図るものとする。</p>	<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この規程は、中津市立学校職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進と快適な職場環境の形成について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(定義)</u> 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 小学校の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第26号）、中学校の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第27号）及び幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）の規定により設置された小学校、中学校及び幼稚園をいう。</p> <p>(2) 学校職員 学校に勤務する職員をいう。</p> <p>(総括衛生管理者)</p>	<p><u>(定義)</u> 第2条 この規程において「職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項及び第2項、第49条並びに第27条第1項に規定する職員及び任命権者が特に認めた者をいう。</p>
<p>第3条 中津市教育委員会（以下「市教委」という。）に、<u>学校職員の衛生管理全般にわたる運営を行うため、総括衛生管理者を置く。</u></p>	<p>第3条 中津市教育委員会（以下「市教委」という。）に、<u>職員の衛生管理全般にわたる運営を行うため、総括衛生管理者を置く。</u></p>
<p>2・3 略</p> <p>(総括衛生管理者の職務)</p>	<p>2・3 略</p> <p>(総括衛生管理者の職務)</p>
<p>第4条 総括衛生管理者は、衛生管理者を指揮するとともに、<u>法</u> <u>第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。</u></p> <p><u>(学校衛生管理責任者)</u></p>	<p>第4条 総括衛生管理者は、衛生管理者を指揮するとともに、<u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項</u><u>に掲げる業務を総括管理する。</u></p>
<p>第4条の2 <u>学校に、学校衛生管理責任者を置く。</u></p> <p>2 <u>学校衛生管理責任者は、校長又は園長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>(衛生管理者)</p>	<p>(衛生管理者)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 <u>法第12条第1項の規定の適用を受ける学校に、同項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。</u></p> <p>2 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する<u>学校職員</u>のうちから1名を<u>学校衛生管理責任者</u>が選任する。 (衛生管理者の職務)</p>	<p>第5条 <u>市教委に法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。</u></p> <p>2 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する者_____のうちから1名を<u>市教委</u>が選任する。 (衛生管理者の職務)</p>
<p>第6条 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第11条第1項に定める事項のほか、<u>学校職員</u>の衛生管理について<u>学校衛生管理責任者</u>が必要と認め、<u>指示する事項</u>を行わなければならない。 (産業医)</p>	<p>第6条 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第11条第1項に定める事項のほか、<u>職員</u>の衛生管理について<u>総括衛生管理者</u>が必要と認め、<u>指示する事項</u>を行わなければならない。 (産業医)</p>
<p>第7条 <u>法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に、同項に規定する労働者の健康管理等を行わせるため、産業医を置く。</u></p> <p>2 産業医は、<u>医師</u> _____のうちから<u>市教委</u>が選任する。 (衛生推進者)</p>	<p>第7条 <u>市教委に、法第13条の規定に基づき</u> _____<u>産業医を置く。</u></p> <p>2 産業医は、<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に規定する学校医</u>のうちから<u>市教委</u>が選任する。 (衛生推進者)</p>
<p>第9条 <u>法第12条の2の規定の適用を受ける学校に、同条に規定する業務を行わせるため、衛生推進者を置く。</u></p> <p>2 衛生推進者は、<u>衛生推進者の資格を有する学校職員</u>のうちから<u>学校衛生管理責任者</u>が選任する。 (衛生推進者の職務)</p>	<p>第9条 <u>市教委に法第12条の2の規定に基づき</u> _____、<u>衛生推進者を置く。</u></p> <p>2 衛生推進者は、<u>それぞれ _____資格を有する _____職員</u>のうちから<u>市教委</u> _____が選任する。 (衛生推進者の職務)</p>
<p>第10条 衛生推進者は、法第10条第1項各号に<u>掲げる業務</u>のほか、<u>学校衛生管理責任者</u>が必要と認め、指示する事項を行わなければならない。 <u>(削る。)</u></p>	<p>第10条 衛生推進者は、法第10条第1項各号に<u>定める事項</u>のほか、<u>総括衛生管理者</u> _____が必要と認め、指示する事項を行わなければならない。 (校長及び園長の責務)</p> <p>第11条 <u>校長及び園長は、この規程で定めるもののほか常に所属職員の衛生等に留意し、必要な措置を講ずるとともに、総括衛生管理者から職員の衛生等に関し、施設等の改善を命じられたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じその結果を総括衛生管理者に報告しなければならない。</u> (健康管理指導員)</p>

改正後	改正前
<p>(削る。)</p> <p>(学校職員)の守るべき事項)</p> <p>第11条 学校職員は、法令に基づくもののほか、次_____に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 総括衛生管理者、学校衛生管理責任者、衛生管理者、<u>産業医及び衛生推進者</u>の衛生等に関する指導及び指示に従うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(総括衛生委員会)</p>	<p>第12条 職員の健康管理及び疾病予防等の徹底を図り、健康診断等の適正な受診のために、各小中学校に健康管理指導員を置く。</p> <p>2 前項の健康管理指導員は、各小中学校の教頭をもって充てる。</p> <p>(____職員)の守るべき事項)</p> <p>第13条 _____職員は、法令に基づくもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 総括衛生管理者_____、衛生管理者、産業医、衛生推進者、校長(園長を含む。)及び健康管理指導員の衛生等に関する指導及び指示に従うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(____衛生委員会)</p>
<p>第12条 市教委に、_____中津市立学校職員総括衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を置く。</p> <p>(総括委員会の組織)</p> <p>第13条 総括委員会は、次_____に掲げる17人の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 大分県教職員組合中津支部の<u>推薦</u>に基づき、市教委が指名した者 8人</p> <p>2 略</p> <p>(総括委員会の委員長及び副委員長)</p>	<p>第14条 市教委に法第18条の規定により、中津市立学校職員衛生委員会(以下「____委員会」という。)を置く。</p> <p>(____委員会の組織)</p> <p>第15条 _____委員会は、次の各号に掲げる17人の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 大分県教職員組合中津支部の<u>推せん</u>に基づき、市教委が指名した者 8人</p> <p>2 略</p> <p>(____委員会の委員長、副委員長)</p>
<p>第14条 総括委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総括衛生管理者、副委員長には委員長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、<u>総括委員会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第15条 総括委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 総括委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな</p>	<p>第16条 _____委員会に委員長、副委員長を置き、委員長には総括衛生管理者、副委員長には委員長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、____委員会を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第17条 _____委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 略</p> <p>3 _____委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができな</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>4 略</p> <p><u>(調査審議事項)</u></p> <p>第16条 総括委員会は、次_____に掲げる事項を調査及び審議する。</p>	<p>い。</p> <p>4 略</p> <p><u>(付議事項)</u></p> <p>第18条 _____委員会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、衛生に関し特に必要な事項</p> <p><u>(衛生委員会)</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項</u>に掲げるもののほか、衛生に関し特に必要な事項</p> <p><u>(衛生管理部会)</u></p>
<p>第17条 法第18条第1項の規定を受ける学校に、同項の規定により衛生委員</p> <p><u>会を置く。</u></p>	<p>第19条 衛生委員会の運営組織として、次の衛生管理部会を置く。</p>
<p>2 衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>(1) <u>幼稚園・小学校衛生管理部会</u> (市内幼稚園11園、市内小学校23校)</p> <p>(2) <u>中学校衛生管理部会</u> (市内中学校10校)</p>
<p>(1) <u>学校職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する</u></p> <p><u>こと。</u></p>	<p>2 前項に規定する各衛生管理部会に関して、必要な事項は、市教委が別に</p>
<p>(2) <u>学校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する</u></p> <p><u>こと。</u></p>	<p><u>定める。</u></p>
<p>(3) <u>公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する</u></p> <p><u>こと。</u></p>	
<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、学校職員の健康障害の防止及び健康の</u></p> <p><u>保持増進に関する重要事項</u></p>	
<p>3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p>	
<p>(1) <u>学校衛生管理責任者</u></p>	
<p>(2) <u>衛生管理者</u></p>	
<p>(3) <u>産業医</u></p>	
<p>(4) <u>当該学校の学校職員で衛生に関し経験を有するもののうちから、学</u></p> <p><u>校衛生管理責任者が指名する者</u></p>	
<p>4 前項第1号に掲げる者を除く委員の半数は、大分県教職員組合中津支部</p> <p><u>の推薦に基づき、学校衛生管理責任者が指名した者とする。</u></p>	
<p>5 第3項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により</p> <p><u>就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p>6 衛生委員会に会長を置き、学校衛生管理責任者をもって充てる。</p>	

改正後	改正前
<p>7 会長に事故がある場合は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。</p> <p>8 衛生委員会は、会長が招集する。</p> <p>9 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>10 会長は、衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。</p> <p>11 衛生委員会の庶務は、会長が指名した者が処理する。</p> <p>12 前各項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(衛生委員会に準ずる組織)</p>	
<p>第18条 法第18条第1項の規定の適用を受ける学校以外の学校に、衛生に関する事項について学校職員の意見を聴く機会を設けるため、衛生委員会に準ずる組織を置く。</p> <p>2 前条の規定は、衛生委員会に準ずる組織について準用する。この場合において、同条中「衛生管理者」とあるのは「衛生推進者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(削る。)</p>	<p>(委員会への委任)</p> <p>第20条 第14条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(報告)</p> <p>第21条 委員長は、委員会で審議した事項を市教委に報告しなければならない。</p>
<p>(総括委員会の庶務)</p> <p>第19条 総括委員会の庶務は、教育総務課及び学校教育課において行う。</p>	<p>(委員会 の庶務)</p> <p>第22条 委員会 の庶務は、教育総務課及び学校教育課において行う。</p>
<p>(委任)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第23条 略</p>
<p>附 則</p> <p>この訓令は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
(削る。)	2 第7条及び第8条の規定は、当分の間適用しない。
(削る。)	3 第15条第1項第2号の適用については、当分の間、同号中「1名」とあ
	るのは「2名」とする。
(削る。)	4 第15条第1項第3号の規定は、当分の間適用しない。

永添運動公園ネーミングライツパートナー協定調印式について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

永添運動公園

ネーミングライツパートナー協定調印式

担当：体育・給食課 植村（電話 0979-62-9013）

永添運動公園のネーミングライツスポンサーを募集したところ、株式会社ディーアクトからご応募いただき、中津市とネーミングライツパートナーとして協定を結ぶこととなりました。下記日程で協定調印式を行います。

1. 施設概要・契約期間等

- (1) 施設名 永添運動公園
- (2) 所在地 中津市大字永添 2065 番地 1
- (3) 契約期間 令和 5 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日（3 年間）
- (4) 契約金額 年間 200 万円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 命名

永添運動公園：「ディーアクト（D-ACT）スポーツパーク永添」

3. 調印式（敬称略）

日 時： 4 月 27 日（木） 14:00～

場 所： 4 階市長応接室

次 第： 出席者紹介

中津市長あいさつ

奥塚 正典

株式会社ディーアクト代表取締役社長あいさつ

松田 久

ネーミングライツ協定書調印

記念撮影

記者会見

4. 施設概要写真



問合せ先 体育・給食課 担当：植村
（電話：0979-62-9013）

第33回八面山平和マラソン大会について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

新緑の箭山路を走る

～第33回八面山平和マラソン大会～

担当：体育・給食課 植村（電話 0979-62-9013）

県内外から多くの参加者が春の箭山路を走ります。

今回は大分県内外を始め、総勢 606 名がエントリーしています。

この大会を通じて、参加者には八面山をはじめとした、中津市の魅力を感じていただき、地域振興に繋げていきます。

なお、参加者全員に三光産の米 2kg を参加賞として贈ります。その他、参加者には地元の特産品が当たる抽選会のイベント等を企画しています。

1. 開催日時等

開催日時：令和 5 年 4 月 29 日（祝・土） 9:00～開会式

開催場所：三光総合運動公園（スタート・ゴール）

主 催：中津市スポーツ協会三光支部

2. 種目

- ・ 2 キロの部 9 時 40 分スタート
- ・ 3 キロの部 10 時 00 分スタート
- ・ 5 キロの部 10 時 30 分スタート
- ・ 10 キロの部 10 時 40 分スタート



3. 八面山平和マラソンとは

昭和 62 年、八面山平和公園愛好会主催の八面山平和祭（5 月 3 日）に、福岡県星野村の原爆の火を聖火台に灯すため、新日鉄陸上部と三光村陸上部が協力して行った、星野村から八面山までの聖火リレーを起源としています。

平成 3 年より八面山平和マラソン大会として開催。今年で 33 回目を迎えます。

問合せ先 体育・給食課 担当：植村
（電話：0979-62-9013）

教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分について

令和5年4月1日付け教育委員会所管会計年度任用職員等の任用について、中津市教育委員会所管事務委任規則第5条の規定に基づき専決したので、同規則第6条の規定に基づきこれを報告いたします。

令和5年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

3月25日～4月21日 教育委員会 報告

3月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
25日(土)		おおいたそらはくin中津市立小幡記念図書館～宇宙のすゝめ～(期間3月22日～4月24日)	小幡記念図書館	
	13:00	市民講座『文明論之概略』と小幡篤次郎	新中津市学校	西澤直子教授による講座 受講生56人 「学問のすゝめ」150年
	14:00	上映会(児童) 「映画すみっぐらし 青い月夜のまほうのコ」	小幡記念図書館	
26日(日)	10:00	生涯学習大学 大学祭・閉校式	中津文化会館	
27日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
	13:30	新中津市学校運営委員会	庁議室	
28日(火)				
29日(水)	15:00	中津市歴史博物館協議会	新中津市学校	教育長他
30日(木)				
31日(金)	16:45	教職員退職者辞令交付式	研修室	教育長他

4月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(土)				
2日(日)				
3日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
	13:00	第1回定例校長会議	研修室	「元気」子ども、教職員、指導方針説明
4日(火)	15:30	新採用教職員等服務規律研修	文化会館小ホール	
5日(水)				
6日(木)	9:00	学校事務担当者会議	中津下毛教育会館	
7日(金)				
8日(土)	14:00	上映会(児童) 「映画すみっぐらし 青い月夜のまほうのコ」	小幡記念図書館	
9日(日)				
10日(月)		小・中学校始業式	各小・中学校	
		幼稚園入園式	各幼稚園	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
11日(火)	12:45	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
12日(水)		中学校入学式	各中学校	耶馬溪中学校 15人入学 新標準服
13日(木)		小学校入学式	各小学校	三保小学校 27人入学
	15:00	生涯学習大学 開講式	生涯学習センター	
14日(金)				
15日(土)	14:00	美術鑑賞講座「美術のすすめ」第1回	小幡記念図書館	
16日(日)				
17日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	
18日(火)		全国学力学習状況調査(小6、中3)		小6(国語、算数)、中3(国語、数学、英語(聞く、読む、書く、話す))
19日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00～	小幡記念図書館	
20日(木)				
21日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他

5月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(月)	9:00	企画展「ナガシノキオク」(4/29～6/25まで)	歴史博物館	歴史博物館	
2日(火)					
3日(水)	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
4日(木)	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
5日(金)	10:00	ゴールデンウィークは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
6日(土)	14:00	上映会(一般) 「ケアニン こころに咲く花」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
7日(日)					
8日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
9日(火)					
10日(水)					
11日(木)	14:00	部活動指導員辞令交付式	教育委員会室	学校教育課	
12日(金)					
13日(土)	10:00	第28回八面山スケッチ大会	八面山野外音楽堂周辺	生涯学習推進室	
	10:00	国際ソロプチミストお茶会	歴史博物館	国際ソロプチミスト	
	14:00	上映会(児童) 「小さなバイキング ビッケ」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
14日(日)	10:00	サテライト ラボ(O-Labo)	歴史博物館	大分県教育委員会	
15日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
16日(火)	10:30	大分県公民館連合会総会・研修会	大分県立図書館	生涯学習推進室	
	12:45	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
17日(水)	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	13:30	第1回中津学	リル・ドリーム	生涯学習大学 (生涯学習セン)	
18日(木)					
19日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
20日(土)	14:00	上映会(一般) 「マイ・ニューヨーク・ダイアリー」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
21日(日)					
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	14:00	第2回定例校長会議	文化会館小ホール	学校教育課	
23日(火)	13:00	大分県市町村教育委員会連合会総会	九重文化センター	教育総務課	教育長 教育委員
24日(水)					
25日(木)					
26日(金)	14:00	講演会「福澤諭吉の耶馬溪景観保護－その経緯と意義について」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
27日(土)	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂6」	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
28日(日)					
29日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館	小幡記念図書館	

5月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
30日（火）	10：00	中津玖珠日本遺産推進協議会総会	玖珠町	協議会事務局(社会教育課)	
31日（水）	10：00	大分県社会教育委員連絡協議会理事会	大分県立図書館	生涯学習推進室	